

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月24日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

提出者

住 所 佐賀県鳥栖市轟木町1000番地

氏 名 株式会社ブリヂストン 鳥栖工場

工場長 松島 稔昌

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-83-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ブリヂストン鳥栖工場
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市轟木町1000番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	19 ゴム製品製造業
② 事業の規模	1,263億5,400万円 (2023年12月31日現在)
③ 従業員数	14,106名 (2023年12月31日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の減量化及び再利用の促進を図り、分別を徹底することで、有価物化を図る。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	排出工程別・品目別に ダストボックス、パレティナ等を設置して回収している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	排出工程別・品目別に ダストボックス、パレティナ等を設置して回収する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(これまでに実施した取組)			
特になし			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)			
特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙の通り		別紙の通り	
		別紙の通り	t	別紙の通り t	
(これまでに実施した取組)					
特になし					
②計画	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	【目標】		別紙の通り	
		別紙の通り	t	別紙の通り t	
(今後実施する予定の取組)					
特になし					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り		別紙の通り	
		別紙の通り	t	別紙の通り t	
(これまでに実施した取組)					
特になし					

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
②計画		全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
(今後実施する予定の取組)				
特になし				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

鳥栖工場廃棄物発生及び処理フロー図(主要廃棄物を示す)

ブリヂストン鳥栖工場

	品目	社内呼称
1. 押出・圧延工程	廃プラ	①焦げ、屑ゴム
2. 才断工程	廃プラ	①廃ゴム、ゴム付コード ②ゴム付SRベルト
	金属屑	③ゴム付ビード
3. 成型工程(1成型、2成型)	廃プラ	①生タイヤ ②ゴム付コード・ゴム付SRベルト
4. 加硫工程	廃プラ	①加硫プラダー
	汚泥	②プラスチックビーズ・内外面塗装屑
5. 検査工程	廃プラ	①清掃スピューゴム屑
	廃油	②シリコン廃油・ドレーン廃油
6. 工程共通	廃油	①廃グリース ②一般廃油・引火性廃油
	その他	③蛍光管・乾電池
	その他	④廃バッテリー
	廃プラ	⑤製品DXタイヤ
	ガラス屑	⑦グラインダーカッターナイフ
	その他	⑧廃パソコン・廃モニター、乾電池
	廃酸	⑩廃酸
	廃アルカリ	⑪廃アルカリ
	木屑	⑫木屑・木パレット
	金属屑	⑬空缶
	汚泥	⑭プレコートフィルター汚泥、他
	ガラス屑	⑮保温屑
	その他(特管)	⑯感染性医療廃棄物
	廃プラ	⑰テストタイヤ、カットタイヤ ⑱廃ゴム
7. 試験室等		

鳥栖工場

第1次集積場

最終集積場

法分類	工場内呼称	処理区分	処理方法	その他
廃プラスチック	DXタイヤ等	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	ゴム付コード	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	有価物(壳却)	発生量から除く		バンクルタイヤ原材料化、工場引渡し
	ゴム付SRベルト	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	DXタイヤ等	社外処理	破碎	鉄鋼原料化
	焦げゴム	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	テストタイヤ	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	プラダー	社内処理(甘木工場)	破碎・焼却・熱回収	焼却用燃料、残渣をセメント原料化
	スピュー屑	社外処理	破碎・焼却	焼却用燃料
汚泥	内外面塗装屑	社外処理	コンクリート固化	セメント原料化
	プレコートフィルター	社外処理	コンクリート固化	セメント原料化
	プラスチックビーズ	社外処理	コンクリート固化	セメント原料化
	乳化油処理剤	社外処理	焼却	残渣を転炉、電気炉用副原料
	がれき屑	清掃土間屑	社外処理	路面材として再生利用
廃油	廃油(廃グリース)	社外処理	焼却	残渣を転炉、電気炉用副原料
	セメント糊カス	社外処理	焼却	残渣を転炉、電気炉用副原料
	一般廃油	社外処理	焼却	燃料、残渣を転炉、電気炉用副原料
	ガラス屑、陶磁器屑	グラインダーカッターナイフ	溶融	鉄鋼原料化、ゴム(燃料)
金属屑	ストレーナー屑	有価物(壳却)	発生量から除く	鉄鋼原料化
	塗料空缶	社外処理	圧縮・破碎	鉄鋼原料化
	ビード	有価物(壳却)	発生量から除く	鉄鋼原料化
その他	廃モニター、廃パソコン	社外処理	破碎・切断・分別	家電リサイクル法に則って、処理実施
	廃バッテリー	有価物(壳却)	発生量から除く	再生バッテリー
	廃蛍光管・乾電池	社外処理	破碎・分別	原材料化
	PCB	社外処理	圧縮・破碎	鉄鋼原料化

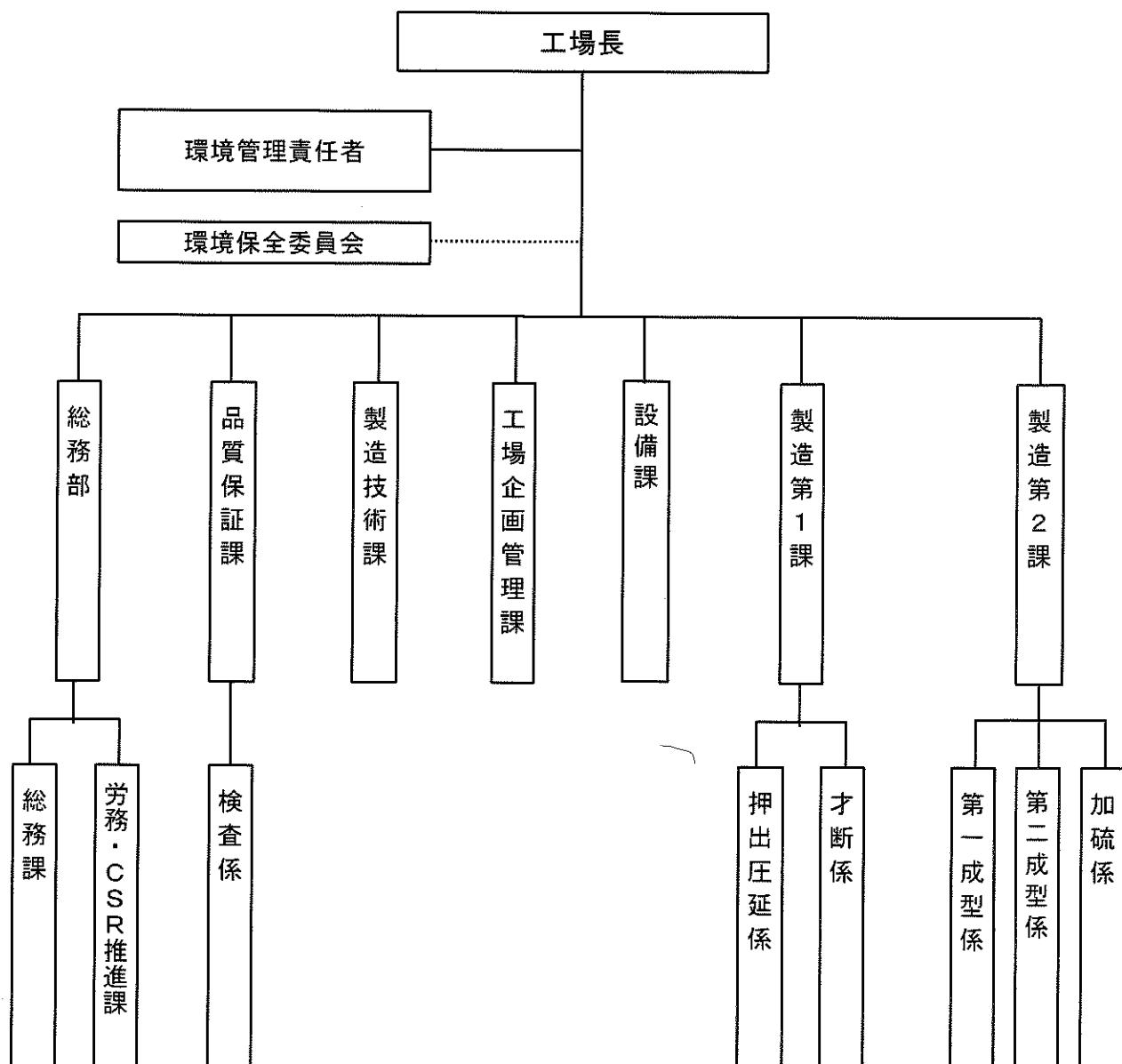
廃棄物管理体制

- ア. 統括責任者 工場長
- イ. 環境管理責任者 総務労務・CSR推進課長
- ウ. 廃棄物管理責任者 総務労務・CSR推進課長
- エ. 組織図 別添「組織図」参照
- オ. 組織の役割 別添「組織上の役割と責務」参照

組織上の役割と責務

1. 基本的責務
鳥栖工場の従業員および鳥栖工場で作業する業者は、廃棄物問題の社会に及ぼす影響と責任の重大さを認識し、発生した廃棄物については再利用および減量化に努め、その排出および処理に当たっては、法規および本要領を遵守しなければならない。
2. 特別管理産業廃棄物管理責任者
法的資格者より選任し、法規の定めに従い、特別管理産業廃棄物の適正な保管および処理の監督・指導を行う。尚選任に際しては、感染性特管廃棄物とそれ以外の特管廃棄物の2名を法規に基づいた要件を考慮して選任する。
3. 総務課の責務
総務課は、法規に基づいて廃棄物の適正な処理を行うために、つきの責務を負う。
 - (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の指示に従い、廃棄物の減量化および再利用に努めるとともに、関係部署および処理業者を指導し、廃棄物を適正に処理する。
 - (2) 全ての廃棄物について管理台帳を作成し、適正な管理状態の維持に努める。
 - (3) 廃棄物の保管方法、保管場所を決定し、適正な保管状態の維持に努める。
 - (4) 廃棄物に関する各種届出あるいは報告書を作成し、県知事あるいは鳥栖市長に遅滞なく提出する。
 - (5) 総務課は、廃棄物の収集施設(廃材置場施設)の管理を行い、周辺の生活環境を損なわない様に必要な措置を講じなければならない。
 - (6) 廃棄物焼却処理施設を新設する場合は、法規の定めに従って、届出を行わなければならない。
4. 発生部署の責務
廃棄物の管理責任者は、係制職場では主任、それ以外の職場は課長とし、発生部署は廃棄物が適正に処理されるよう、次の責務を負う。
 - (1) 減量化・再利用促進義務
廃棄物の内容を見直し、その減量化および再利用に努める。
 - (2) 廃棄ルールの厳守
各集積場に掲示されている作業指示票あるいは注意事項に従い、分別して廃棄するとともに、廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭がしない様に適切な措置を講じてから廃棄する。
 - (3) 廃棄物処理不明確品の処理
廃棄場所あるいは廃棄方法が不明確な場合は、事前に総務課に連絡し、指示に従って処理しなければならない。
 - (4) 工事業者の管理指導
工事発注担当課は、工事等に伴い鳥栖工場より発生する廃棄物を適正に処理するために、事前に総務課に連絡し、指示に従って工事業者を指導・管理しなければならない。
 - ア. ブリヂストンの廃棄物とする場合
適正に排出されるか確認すると共に計画的に廃棄物を処理するために、事前に総務課に連絡する。
 - イ. 工事業者の廃棄物とする場合
廃棄物の処理も含め工事を発注する場合は、社外で適正に処理されるかどうか確認するために事前に総務課に連絡する。
5. 技術課の責務
技術課は、製造工程における廃棄物を最小限に留める様な製造プロセスの設定や原材料・補助材料の有効利用、再利用に努めなければならない。また、廃棄物の処理方法について関連部署に対し技術的なアドバイスを行わなければならない。

ブリヂストン鳥栖工場 環境管理体制における組織図



(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】															
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池						
	排出量	1,080 t	0.000 t	22.710 t	4.500 t	1,941.400 t	21.760 t	10.720 t	0.428 t	0.074 t	t	t	t	t	t	
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池						
	排出量	1,004 t	0.000 t	21.120 t	4.185 t	1,805.502 t	20.237 t	9.970 t	0.398 t	0.069 t	t	t	t	t	t	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず [¶]	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つた 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず [¶]	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】																
①現状	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池						
	全処理委託量	1,080 t	0.000 t	22.710 t	4.500 t	1,941.400 t	21.760 t	10.720 t	0.428 t	0.074 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.130 t	0.000 t	17.210 t	0.130 t	192.000 t	21.760 t	10.720 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.950 t	0.000 t	5.500 t	4.370 t	55.200 t	0.000 t	0.000 t	0.428 t	0.074 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1694.200 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
【目標】																
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリートくず	がれき類	汚泥	金属屑	廃プラ	廃油	木くず	蛍光灯	乾電池						
	全処理委託量	1,004 t	0.000 t	21.120 t	4.185 t	1805.502 t	20.237 t	9.970 t	0.398 t	0.069 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.121 t	0.000 t	16.005 t	0.121 t	178.560 t	20.237 t	9.970 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.884 t	0.000 t	5.115 t	4.064 t	51.336 t	0.000 t	0.000 t	0.398 t	0.069 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	1575.606 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t